

## (第八部)

## 第六十八回 参議院農林水産委員会会議録第十九号

昭和四十七年六月八日(木曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

六月六日

辞任

塩出 啓典君

六月七日

辞任

塩出 啓典君

六月八日

辞任

山田 徹一君

補欠選任  
塩出 啓典君

中沢伊登子君

補欠選任  
塩出 啓典君

山田 徹一君

政府委員  
農林大臣農林大臣官房次官  
佐藤 隆君

國務大臣

農林大臣農林大臣官房次官  
佐藤 隆君農林大臣官房次官  
佐藤 隆君河口 陽一君  
鈴木 省吾君  
樺木 又三君  
塩出 啓典君  
中沢伊登子君  
吉武 恵市君  
山本敬三郎君  
山田 徹一君  
中村 利次君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事高橋雄之助君  
龜井 善彰君  
中村 波男君  
前川 旦君  
宮崎 正義君事務局側  
農林省蚕糸園芸  
局長 太田 康二君水産庁長官  
宮出 秀雄君文部省大学学術  
局技術教育課長  
水産庁漁政部長委員  
員長  
理事  
塩出 啓典君  
中沢伊登子君  
吉武 恵市君  
山本敬三郎君  
山田 徹一君  
中村 利次君  
佐藤 隆君  
佐藤 和仁君  
大河原太一郎君  
内村 良英君  
荒勝 嶽君  
齋藤寛治郎君  
田中 慶二君  
龜井 善彰君  
中村 波男君  
前川 旦君  
宮崎 正義君  
樺木 又三君  
久次米健太郎君  
古賀雷四郎君  
鈴木 省吾君  
中村 利次君○連合審査会に関する件  
○委員長(高橋雄之助君) 漁港法の一部を改正す

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査

(当面の農林水産行政に関する件)

○委員長(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨七日、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が選任されました。

○委員長(高橋雄之助君) 連合審査会に関する件についておはかりいたします。

運輸委員会に付託されております国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について同委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

○委員長(高橋雄之助君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。  
なお、連合審査会の開会日につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。○委員長(高橋雄之助君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。





○政府委員(内村良英君) その点は、私どもいたしましても深く配慮した点でございまして、事務費には今後支障がないように措置しております。そこで、それじゃ数字的にどうなるのかといふことでございますが、私どもの計画でまいりますと、四十五年を一〇〇%にした場合に四十六年は一四五%、四十七年は一二六%、四十八年は一五%四十九年は一四七%というふうに事務費が上がる。これは物件費の上がり、人件費の上がりを加算しているわけですが、ということでお事務費に不足することは、全くないよう措置いたしますつもりでございます。

○前川旦君 実際には七%をこえて回っていますね。ところが、これから金融問題で低金利時代といふことで、はたしてこの四十五年から四十九年までの次の再計算まで見通しが、これ自信持つて言えるのかどうか、これたいへん私、不安感を感じますね。こういう金利の状態にならなければ、そういう点についての見通しと自信はいかがですか。

○政府委員(内村良英君) 確かに御指摘がございましたように、最近の金融緩和から金利の低下といふわけでござります。そうした中につきまして、四十七年まで一応これは料率の再計算になつておりますので、四十九年までどうかということありますが、はつきり申しまして、この際四十八年、四十九年の金融状況がどうなるかということについて、的確、正確な見通しはなかなか立ち得ないわけでござりますが、私どもの計算では、過去に比べて若干利回りが下がるということで、約七%ちょっとと回るということで見込みを立てております。

○前川旦君 私は、これは将来のことはわからぬといふながら、どうしてもやはり危険を感じます。そこで、この資金の運転といいますか回転といいますか、その三分の一ですかね、政府保証債を買わなければいかんとということになつていますね。これは法律でなくて省令で認められていると思

う。これを少し変えてもう少し利回りの高い、しかも安全なやつをもつと活用できる、利用できる

という方向を私は考えていい時期じゃないかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(内村良英君) 農林年金の積み立て金の運用につきましては、株式もある程度認められるもちろん、この株式を認めるにつきましては、優良な銘柄でなければならぬということで、制限は加えているわけでございますが、株式の運用を認める、あるいは貸付信託も認めるというようになります。それから、政府保証債の問題でございま

ますが、これは毎年増額した部分の三分の一は持たなきやならぬということで現在たしか金利が七分で回ってるかと思います。したがいまして、私どもいたしましては、いま直ちにこの省令改

正をやることは考えておりません。むしろ、こういった金融情勢になつてしまりますと、そういうもののほうがある面ではいいのではないかといふうにも考えられますので、今後慎重に検討はいたしますけれどもただいまのところこれを改

正することは考えておりません。

○前川旦君 いまのところ考えていないというお返事ですけれども、やはり確実な利回りといふのをとつていく上で、まあ確實性といふことと高利回り、これはなかなか並行しないかもされませんけれども、両立しないかもしないけれども、やはりいまの政府保証債七分、これに三分のいくぐられて、これはやり方のほうが現実的じやなんですね。ですから、そういう点でもっと弾力的にかつ慎重にこれは考えていいということを対処していただきたいと思いますが、いかがですか、こだわらないで。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生からも御指摘がございましたように、この農林年金の積み立て金の運用といふものは、利回りが高いことが望ましいと同時に、やはり確実な運用でなきやなわけですが、私どもの計算では、過去に現実から見ると、不足額を埋めるといううが現実的ではないか、というような観点から定率化をいたさなかつたわけでござります。

○前川旦君 不足財源の一部をこの財源調整費で見るということは、これはまあ実質上定率化だという見方はできませんか。

○政府委員(内村良英君) 不足財源の一部を財源調整費で見ておるわけでござりますから、次の掛け金の再計算期まではそれだけのものがないと財源上穴があくわけござります。したがいまして、

から金融問題非常にむずかしい時期になつてしまひますので、今後極力効率的な運用をしていくと、いうことがどうしても必要でございますので、ただいま先生から御指摘がございましたような点も十分考慮しながら、慎重に対処していきたいといふうに考えております。

○前川旦君 次に、財源調整費の問題ですけれども、この定率化といふこともすいぶん団体からも言われ、いろいろなところから強い要望があつたのですが、これが定率化されなかつたという一番大きな原因は何だったんですか。

○政府委員(内村良英君) 財源調整費につきましては、法律の第六十二条第二項で、「国は、」「財源調整のため必要があるときは、毎年度、予算の範囲において、これに要する費用の一部を補助することができる。」ということになつております。そこで、財源調整費の定率化ということになりまして、やはりこれは国が負担するということになりますので、現在の給付に対する国庫補助との関係がきわめてあいまいになつてきましたが、補助の体系が一体どういうことかといふような根本問題が起ころのではない。それから、農林年金のような財源率の計算をやっております場合には、やはりその予算の範囲内において足りなくなつた経費を充当するというやり方のほうが現実的じやないか。定率化でやつておきますと、最初にも申し上げましたように、給付の国庫負担との関係があいまいになる、それから、農林年金の財源計算の現実から見ると、不足額を埋めるといううが現実的ではないか、というような観点から定率化をいたさなかつたわけでござります。

○前川旦君 予算が単年度だということはわかりました話なんですが、ですから、あなたの気持ちもわかりますけれども、しかし、この予算折衝の段階でやはりこれは来年も再来年もといふことの話がちゃんとついてないとおかしなことになるのであります。だから、私はそういうふうに理解をしますね。あなた、しきりにうなづいていらっしゃるから、議論には載らないので、私がちょっとことばで言つておきますけれども、そういうふうに理解しておきます。

こういうふうにいまの財源調整費を見てみると、この財源調整費といふのはくだけたことばで言うと、つかみ金みたいなものです、くだけたことばで言って悪いけれども。いままでは年金財政の健全化といふことを維持するための準備金といふか、そんな性格であったと思いますが、これははつきりこの繰り入れというふうに固定をすると、このことは、むしろ財源調整費という、今まで

これは予算の問題でございますが、私どもいたしましては、今後の料率再計算期までは、大体今般繰り入れられた程度の財源調整費といふものは、これは期待できるのではないかとうふうに考えております。

○前川旦君 いまの、ちょっと大事なところですけれども、期待できるのではないかと見ておりまますといふ返事だったのですけれども、これ、来年、再来年飛ばされたら、へんなことになりますよ。ですから、これは今後絶対保証されるのだと、いうことは、やはりはつきりと言いつつも、わざわざおかしくなると思いますが、その点のいかがです。いまの答弁ちょっと私、不満なんです。もうちょっと強い何というか、確認というか、あつてかかるべきだと思いますが。

○政府委員(内村良英君) 予算は単年度でなつておられますので、絶対にこれはどうこうといふようないふうに考へられます。そこで、絶対にこれはどうこうといふことを申し上げることはできませんけれども、農林省と財政当局との予算折衝の経過において私どもは、これは十分期待できるといふふうに考えております。

○前川旦君 予算が单年度だということはわかりました話なんですが、ですから、あなたの気持ちもわかりますけれども、しかし、この予算折衝の段階でやはりこれは来年も再来年もといふことの話がちゃんとついてないとおかしなことになるのであります。だから、私はそういうふうに理解をしますね。あなた、しきりにうなづいていらっしゃるから、議論には載らないので、私がちょっとことばで言つておきますけれども、そういうふうに理解しておきます。

とちょっと性格が変わったように思います。そういうふうに大体理解してよろしいでしょうかね。

○政府委員(内村良英君) 財源調整費は、あくまで各年度におきまして不足が生じた場合に、その不足を埋めるための調整額として入れておるわけでございます。したがいまして、今度のように料率計算の基礎に入れた場合に、性質が変わったのではないかという御質問でございますが、私どもいたしましては、法律の第六十二条第二項にございまますように、これはあくまでその年度の財源の調整のための繰り入れだといふうに考えております。

○前川旦君 こういうようくに準備金的なものから給付費の補助金的なものに変わったと私は思いますが、そういうことであれば、こういう複雑なことをしないで、すつきりと二〇%あるいはそれ以上になつてもかまいませんが、国庫補助率の中にぶち込んで、単純化して一体化するはうがずっと制度としてはすつきりすると思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生御指摘の点は、もちろん私どもいたしましても、それは一つの有力な考え方だと思います。しかしながら、この問題は繰り返して申し上げるようございますが、やはり共済組合年金に対する国庫負担をどうするかという問題の一環として考えるべき問題でございまして、やはり今後私どもいたしましたが、こういった社会保障と申しますか、社会保険と申しますか、こういった制度というものは将来申しますか、これを考えるべき問題でございまますます充実されていくのではないかと思いますが、そういった過程におきまして、国の共済組合年金制度全体の中で、やはり考えるべき問題ではないかというふうに考える次第でございます。

○前川旦君 これはいろいろ論議になるところで、議論したつて一致したことは、なかなか出ないかも知れませんので次にまいりますが、先ほどちょっと出ました任意継続制度、この任意継続制度に現在の該当者といいますか、いまの組合

員でどれぐらい該当者がおりますか。

○政府委員(内村良英君) 三十八年度以降の任意継続組合員の数字を申しますと、三十八年度末が二千三百八十八人、三十九年が一千九百三十二人、四十年が二千四百五十九人、四十一年が二千八百九十三人、四十二年が三千二百七十五人、四十三年が二千七百九人、四十四年が二千六百三十八人、四十五年が二千五百五十人、こういうふうになつております。すなわち四十二年をピークにいたしまして、それ以後若干下がつているというふうな数字になつております。

○前川旦君 これはあなたのほうの見通しとして

やはり下がつているという傾向と判断されたのですか。これからだんだん該当者は少なくなる、こらいうふうに判断なさつたのですか。

○政府委員(内村良英君) この点は非常にむずかしい問題でございます。申しますのは、ことしの十月まで組合員になれる者はまだ任意継続組合員制度を選択できるわけでございます。そこで、改定率の算出の基礎、かんという御質問かと思いますが、今回の既裁定年金の改定は、四十五年度における公務員給与及び物価の上昇をもとにいたしまして、四十四年度給付事由が生じた年金について、この改定を行なうわけでございます。そこで基準改定率一〇・一%の算出でございますが、これは例年どおり恩

給の改定率を準じたものでございます。この点につきましては、各方面からいろいろ批判はござい

ますが、現在のところ、国いたしましては、恩

給の改定率をベースにしてやつてあるわけでござ

いますが、そこで四十五年度における国家公務員

の給与の上昇率一二・〇%でございます。及び物

価の上昇率七・三%を勘案して定めたものでござ

いまして、もう少し具体的に申しますと、物価の

上昇率一・〇七三に一・一二〇の公務員給与の上

昇率から一・〇七三を引いたものに六割をかけて

この一〇・一%、すなわち一・一〇一という改定

率を算定しているわけでございます。

○前川旦君 ややこしいことをおつしやいましたけれども、これはわかりやすく言うと、こういう

ことになるわけですか。物価が四十五年度で七・

三%上がつた。公務員給与は同じ四十五年度で一

二%伸びた。したがつて、まず物価の上昇率の七・

三%をベースに置く。それから公務員給与の伸び

と四・七%になると思ひます。これがまるまる

なんですね。必要だということは、これを利用する人はたくさんいるわけですから、そういう意味でこれは困ったことだと思いますけれども、しかし、法案を出しているのですから議論してもこれはしかたがない。

そこで、次へまいりますが、年金の改定ですぐれども、今度のこの案によりますと、一〇・一%をかけて引き上げるということになつていますね。この一〇・一%かけるという、この数字の根拠、計算の根拠ですね、これをお示しいただきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 改定率の算出の基礎、かんという御質問かと思いますが、今回の既裁定年金の改定は、四十五年度における公務員給与及び物価の上昇をもとにいたしまして、四十四年度給付事由が生じた年金について、この改定を行なうわけでございます。そこで基準改定率一〇・一%の算出でございますが、これは例年どおり恩

給の改定率を準じたものでございます。この点につきましては、各方面からいろいろ批判はござい

ますが、現在のところ、国いたしましては、恩

給の改定率をベースにしてやつてあるわけでござ

りますが、そこで四十五年度における国家公務員

の給与の上昇率一二・〇%でございます。及び物

価の上昇率七・三%を勘案して定めたものでござ

いまして、もう少し具体的に申しますと、物価の

上昇率一・〇七三に一・一二〇の公務員給与の上

昇率から一・〇七三を引いたものに六割をかけて

この一〇・一%、すなわち一・一〇一という改定

率を算定しているわけでございます。

○前川旦君 ややこしいことをおつしやいました

けれども、これはわかりやすく言うと、こういう

ことになるわけですか。物価が四十五年度で七・

三%上がつた。公務員給与は同じ四十五年度で一

二%伸びた。したがつて、まず物価の上昇率の七・

三%をベースに置く。それから公務員給与の伸び

と四・七%になると思ひます。これがまるまる

見ないで、これは六割に見る。そうして物価上昇に足して、それで一〇・一%の数字を出した、そういうことですか。

○政府委員(内村良英君) そうです。これはこの制度だけではない。ほかに全部つながつてあるわけではありませんから、あなたが責めてもらいたがなければ、六割といふのは、どこから出したという科学的な根拠がある数字ですか。これはどうお考えですか。

○政府委員(内村良英君) この六割という数字の問題でございますが、これは恩給で用いている生

活部分指数というものでございます。すなわち公

務員の給料のうちには、生活部分に当たるものと、

職能として給付されている部分がある。そこで

生活部分が六で、職能給の上昇分で〇・四、こう

いうような計算になっておりまして、これは恩給

共済組合年金を通じてこの方式でやつてあるわけ

でございます。

○前川旦君 今度初めてこういう一〇・一%をか

けるというわかりやすいかっこになりました。

この六割という、これはいろいろ問題があるにし

ても、こういうやり方は私はいいと思うのです。

そこでこれから改定についても、将来の改定に

ついてもこういうやり方をヨンクリートして、こ

ういうわかりやすいやり方ですつとこれで将来

やっていくおつもりなのかどうか、今回だけに限

らず。これをちょっとお伺いしたいと思います。

ついでにこういうやり方をヨンクリートして、こ

ういうやり方ですつとこれで将来

やっていくおつもりなのかどうか、今回だけに限

らず。これをちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 御承知のとおり年金の

給付につきましては、スライド制をとれといふ

ことが非常にやがましくいわれているわけでござ

ります。このスライド制につきましては、現在、ま

すけれども、いずれにいたしましても、そういう

方向に将来はいくのではないかということを考え

ますと、今般とりましたようなきわめて簡便な

方式といふものは、やはり来年以降も続けられる

のじゃないか、それで最後はいつのことになるか

はっきりしたことは申し上げられませんが、いず

れにいたしましても、そういう方向で年金制度

というものは、充実されるのじゃないかというよう考へております。

○前川旦君 あなたのいまのことばじりをとつて悪いのですが、何か客観的、傍観者みたいな、そういう感じがいたします。こうなるんだからということではなくして、やはりスライド制というものは大事なことになるんで、これは農林年金だけではなくて、全部足並みをそろえてやらなければならぬことですけれども、やはりこの農林年金を担当しているのですから、この方向に向かってやはり努力していくと、その一步なんだというようなやはり強い前向きの姿勢が私はほしいと思うのです、答弁の中で。いかがでしょう。

○政府委員(内村良英君) 私の答弁がやや客観的で、第三者のような言い方ではないかという御指摘でございまして、そのような御印象を与えたといたしますと、非常に申しわけなかつたと思ひます。で、この問題は、御承知のとおり、農林年金は国の社会保障の中の、社会保険の中の一つの制度でございまして、やはり全体の問題として考えなければならぬ問題がたくさんあるわけでございます。そういう面でいろいろ苦労しているものでありますから、どうもやや客観的な言い回しになつて申しわけなかつたわけござりますが、私どもいたしましては、農林省も公的年金制度調整連絡会議のメンバーにもなつておりますし、大いにそういう方向で努力しなければならないというように思つております。

○前川旦君 社会保障制度審議会の答申が出ています。すいぶんこれはきつい内容になつておりますね。これはいま読まないでも、そこにお持ちだらうと思います。昭和四十七年二月九日に総理府の社会保障制度審議会から農林大臣あてにこの法律についての答申が出ておりますけれども、その中ではつきり「恩給は、その内容に問題があるにしてもスライド制が事实上確立している。これを基礎に検討を加えれば、共済年金としてのスライド制の早急な策定はむずかしくないはずである。」つまり、これはちょっとおしかりのようだ

答申が出ています。その前にはもつときついたことを言つていますね。「いやしくも共済組合制度が社会保障の一環である限りいつまでもこのようなり方を踏襲すべきではない。」あるいはまた「自主的な改善の努力がなんら見られないのは、きわめて遺憾である。」たいへんきついたばかりで、いわばおしかりですね。ここで言つているのは、共済年金としてのスライド制の早急な策定はむずかしくないはずだと、やれるんじゃないかと、努力が足りないそと、これが、この答申の中に出ています。まあ、そういうことですから、一回、一回法改正を必要としないように、完全なスライド制を実施する。そのためには、共済が足並みそろえて、むしろあなたのところが旗を振つて、先頭に立つてもいいじゃないですか。そういうふうに努力していくという姿勢がほしいんです。いかがでしょ。

○政府委員(内村良英君) スライド制の確立の問題につきましては、先生も御承知のとおり、現在、審議会でいろいろ検討しておるわけでござります。そこで、まあ農林省といたしましては、四六年の一月二十日の会議でこの問題を検討するため、制度が比較的似ているグループに分けて検討しようということで、四つのグループができたわけです。そこで、まあ農林省といたしましては、新法において、制度が比較的似ているグループに分けて検討するたまどもいたしましては、ただいま申し上げましたように、事情がござりますけれども、農林年金、私学共済というものを一つのグループとして検討しました。しかし、いずれにいたしましても、スライド制の問題というのは、年金の将来にとって非常に重要な問題でござりますので、私どもいたしましては、ただいま申し上げましたように、事情がござりますけれども、農林年金、私学共済というものを一つのグループとして検討しました。それから第三のグループといたしましては、料率計算等が似ております私学共済、地方公務員共済、公企業体共済、恩給といふようなグルーブ。それから第四のグループといたしましては、国民年金、船員保険。第二が国家公務員共済、地方公務員共済、公企業体共済、恩給といふような

あるのではないかというようなことを感じているわけでございます。

そこで、スライド制につきましては、いろいろ議論があるわけでございまして、まず改定方法をどうするかという問題。政策的改定方式あるいは半自動的な調整方式、それから先生のおっしゃったおしかりですね。ここで言つているのは、共済年金としてのスライド制の早急な策定はむずかしくないはずだと、やれるんじゃないかと、努力が足りないそと、これが、この答申の中に出ています。まあ、そういうことですから、一回、一回法改正を必要としないように、完全なスライド制を実施する。そのためには、共済が足並みそろえて、むしろあなたのところが旗を振つて、先頭に立つてもいいじゃないですか。そういうふうに努力していくという姿勢がほしいんです。いかがでしょ。

○政府委員(内村良英君) それから、改定の基準として消費者物価指数あるいは生計指数、賃金指数等が考えられるわけですが、それが一番合理的かという技術的な問題等々、まあいろいろ問題があるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、スライド制の問題というのは、年金の将来にとって非常に重要な問題でござりますので、私どもいたしましては、ただいま申し上げましたように、事情がござりますけれども、農林年金、私学共済というものを一つのグループとして検討しました。しかし、いずれにいたしましては、ただいま申し上げましたように、事情がござりますけれども、農林年金、私学共済というものを一つのグループとして検討しました。それから第三のグループといたしましては、料率計算等が似ております私学共済、農林年金が一つのグループになつておるわけでござります。

○前川旦君 これはまあ、全体の問題ですから、次にまいりましよう。

○前川旦君 これはまあ、全体の問題ですから、次にまいりましよう。

○前川旦君 これはまあ、全体の問題ですから、次にまいりましよう。

○前川旦君 これはまあ、全体の問題ですから、次にまいりましよう。

○前川旦君 これはまあ、他の遺族年金並みに引き上げられたいろいろ話話し合いをしておるわけでござります。そういうこと、これは前進だと思います。それにしても、引き上げた金額は少ないですね、やはりね。非常に金額は少ない。それから、これは遺族年金の重いやはり厚生年金、それから国民年金といふことは、一ヶ月の年金制度としては、比重が、いすれにいたしましても、こういった問題に

額ですね。とてもじやないけれども孫に小づかいをやるのが一ぱい一ぱいということで、食べるほどまで回りません。こういう非常に問題点があると思います。しかし、一部前進していることは、これは認めるわけですが、三十九年を境として新法の適用者と旧法の適用者とで、この最低保障額との差がありますね。これは旧法の該当者も最低保障額というこのことばからいって、やはり同じところまでそろえる必要があると思いますけれども、その点どうですか、お考えは。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございましたように、新法と旧法とでは最低保障額について差がございます。それはなぜかと申しますと、退職一時金等控除前の最低保障額は、新法において初めて設けられたものでございまして、旧法においてはいわゆる十年遺族年金についてのみ一万九千円という最低保障額というものが、あつたわけでございます。これは他の共済組合でも同様でございまして、このほかにも旧法と新法とでは給付内容において異なる面がございます。このことは、給付については原則として旧法下のものについては旧法で、新法下のものについては新法で措置するという方針の結果、そうなつておるわけでございますが、このこと自体はやはり将来においては改善をしなければならぬ問題だと思いますが、現在のところは、やはり他の制度等との関係もございまして、なかなかそこまでいけるわけでございますが、このこと自体はやはり将来においては改善をしなければならぬ問題だと思いますが、現在のところは、やはり他の制度等との関係もございまして、なかなかそこまでいけるわけでございます。

○前川旦君 この遺族年金ですね、この遺族年金をもららう資格を得る年限ですか、これは十年ですか。

○政府委員(内村良英君) 十年です。

○前川旦君 十年でしたかね。これは厚生年金の場合は六ヶ月じゃなかつたかと思いませんね。あまりこれは厚生年金と隔たりがあり過ぎます。このだけじゃなくて、制度上の最低保障額、これは十萬四百円になるわけですね、九万六千円から。遺族は半額として、これはがっかりするくらいの少ないですね。これは月額かと思つたら、これは年

額ですね。とてもじやないけれども孫に小づかいをやるのが一ぱい一ぱいということで、食べるほどまで回りません。こういう非常に問題点があると思います。しかし、一部前進していることは、これは認めるわけですが、三十九年を境として新法の適用者と旧法の適用者とで、この最低保障額との差がありますね。これは旧法の該当者も最低保障額というこのことばからいって、やはり同じところまでそろえる必要があると思いますけれども、その点どうですか、お考えは。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございましたように、新法と旧法とでは最低保障額について差がございます。それはなぜかと申しますと、退職一時金等控除前の最低保障額は、新法において初めて設けられたものでございまして、旧法においてはいわゆる十年遺族年金についてのみ一万九千円という最低保障額というものが、あつたわけでございます。これは他の共済組合でも同様でございまして、このほかにも旧法と新法とでは給付内容において異なる面がございます。このことは、給付については原則として旧法下のものについては旧法で、新法下のものについては新法で措置するという方針の結果、そうなつておるわけでございますが、このこと自体はやはり将来においては改善をしなければならぬ問題だと思いますが、現在のところは、やはり他の制度等との関係もございまして、なかなかそこまでいけるわけでございますが、このこと自体はやはり将来においては改善をしなければならぬ問題だと思いますが、現在のところは、やはり他の制度等との関係もございまして、なかなかそこまでいけるわけでございます。

○前川旦君 この遺族年金ですね、この遺族年金をもららう資格を得る年限ですか、これは十年ですか。

○政府委員(内村良英君) 十年です。

○前川旦君 十年でしたかね。これは厚生年金の場合は六ヶ月じゃなかつたかと思いませんね。あまりこれは厚生年金と隔たりがあり過ぎます。このだけじゃなくて、制度上の最低保障額、これは十萬四百円になるわけですね、九万六千円から。遺族は半額として、これはがっかりするくらいの少ないですね。これは月額かと思つたら、これは年



退した面といろいろまさつていてると思います。ですから、まだまだ改善する点は無数にあります。スライド制の問題もそうですし、いろいろありますけれども、先ほどからいろいろ申し上げましたが、そういう点をひっくり返して、さらによりよい充実したものにするようには、これは附帯決議でいつも言つてることです。最善の努力をしていただきたい、このことを私は強く要望して御意見を伺つて質問を終わりたいと思います。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございましたようにやはり農林漁業団体の将来といふものは、優秀な職員というものが大きい役割りを演することは当然でございます。したがいまして、そういった人々の待遇問題の一環である農林年金制度につきましては、今後におきましてもますます附帯決議等の御趣旨を体しまして、充実にとめなければならないというふうに日々考えておられるわけでございます。

○塩出啓典君 それでは、前川委員からいろいろ質問がございまして、重複するところは省略させていただいて、まず最初に、ただいまも局長もやはり農林漁業の将来を考えるときには、団体職員の質の向上が非常に必要である、そのためにはやはり農林年金制度も充実さしていかなければいけぬ、そういう趣旨はそのとおりだと思うのであります、このいただきました資料を見ると、かなり人数は毎年数%ずつ増加して、ちょっと女性のほうがあふえているような傾向にあるわけですが、大体どうですか、年齢的にやはり次代をになうそういう優秀な団体職員が入っているかどうかですね。ということは年々年齢構成というものはどうなつておるのか、大体の傾向はわかりますか。突然のあれでまことに申しわけないのですけれども、大体の傾向でいいと思うのです。

○政府委員(内村良英君) 団体の職員の平均年齢

二七・一歳になつておりますが、四十五年はまた若干若返りまして、男子が三七・〇三歳、女子のはうは老齢化が進みまして、二八・〇一歳といふことで、男女平均では三十三歳ということになります。

○塩出啓典君 それで、非常にいま待遇がいわゆるほかの産業に比べて非常に低いんではないか。また特に私たちがあちこちで聞く感じとしては、非常に末端の単協ほど仕事は多いのに、実際はペーパーマージンをとられてなかなか非常に苦しむことが多いと、そういうような声を聞くわけでございますが、大体農林漁業団体の賃金水準というのは、昭和四十六年では全国平均が五万一千三百二十八円だと、これは民間の国税庁の調査、一年前の四十五年ですね、四十五年でも年間の平均給与九十四万、そのうちボーナス等を計算しましても大体月に六万くらいで、民間の産業に比べて農林漁業団体の賃金水準がかなり低いと、そういう結果になつてゐるわけですね。そういう実態がそのとおりであるのかどうか。

○政府委員(内村良英君) 組合員と申しますか、から単位農協そのあたりの差といふものは、どういう傾向になつておるのでしかね。

○政府委員(内村良英君) 組合員と申しますか、農林漁業団体の職員の給与の実態は、ただいま先生から御指摘がございましたとおりだと思います。と申しますのは、数字について若干、私ども持つておる数字でございまして、これは四十五年末の数字でございますが、町村段階で見ますと、いわゆる農林漁業団体の職員の給与は四万一千二百四円、こうしたことになつております。これに對しまして、公務員すなわち役場の人の給料は平均が四万八千五百四円、こうしたことになつております。都道府県段階になりますと、いわゆる農業団体の県の連合会の平均の給与は五万四千五百三十九円、これは市町村段階で見ますと、比べますと、三二%高いわけでございますが、一方県の、県庁の公務員の給与は七万五千八十二円といふふうになつております、ここにも開きが

ありますと、農林年金の組合員すなわち中央の団体の職員の給与は六万八千百四十円ということになりますが、同じ社会環境にある国家公務員の人たちは七万一千九百十五円ということになりますので、これよりは低いということになつております。ただいま先生より御指摘のあつたとおりの現象になつておるわけでございまして、町村段階に比べれば六五%高いということになつております。ただいま先生より御指摘のあつたとおりの現象になつておるわけでございまして、町村段階に比べれば六五%高いということになつております。ただいま先生より御指摘のあつたとおりの現象になつておるわけでございまして、町村段階に比べれば六五%高いことになつております。

○塩出啓典君 結局優秀な人を集めるには給与がよくならない人は集まらないと思うのですが、それでも、実際先ほどもいわゆる個人と、それからいわゆる団体経営者負担、この比率等をよくしようと思つても、農協自体の経営が悪くなれば実際としてはうまくいかないわけですね。そういうのはある程度伸びても、これは農業所得でもないうのはある程度伸びても、これは農業所得でもない農業外所得で伸びておる状態で、農業所得では減つてきておるのですね。そういう点を考えると、農業経営がだんだんしり細りになつてくると、そして給料においても非常にほかの産業より低いわけです。ところが掛け金等を見ますと、農林年金のほうは五割五割として千分の四十八、国家公務員共済の場合は四十四、私学共済は三十八と、そんないふうになかなかこれだけ見ますと、ほんとうに農業の団体職員の皆さんには、まことに犠牲的精神をもつてやらなければならぬ。ほんとうに希望が持てないと思うのですね。そういう点で、二、三月になつてまいりますと、あまり仕事がないうことで、いままで畜産がなかつたところへ畜産を入れていつてある程度そういういた仕事が出てくるとなると、職員の能率も上がつてくるということで、やはり他の一般企業と違つた農業なり林業に、あるいは水産業に結びついている特殊性というのがやはり農業というのにあるんじゃないかな、そういう中で経営の合理化といふのは、やはりそういった特殊性を前提に踏まえたがら改善をはかつていかなきやならない問題が多いのではないか、そういうふうに、私どもは考えておるわけでございます。したがいまして、いずれにいたしましても職員の待遇をよくするためには、経営自体がよくなつて高い給与も払えるというところでもつていかなきやならぬでございまして、組合の運営全体の問題と関連しながら、そ



じやないかという御指摘があつたわけでございま  
すが、現在の農林年金の国庫負担は、給付の何%  
を補助するということになりまして、掛け金の直  
接補助の体系にはなつております。そこで、国  
庫補助の問題につきましては、先生からも御指摘  
がございましたように組合員の所得の実情、ある  
いは事業主の負担能力を考えなきやならない。同  
時にまた、その社会保険全体の均衡ということも  
無視できない問題でございます。

そこで、数字の御指摘がございましたけれども、  
農林年金と私学共済につきましては、今般の改正  
で負担が百分の十八になつたわけでございます  
が、他の共済組合につきましては、国家公務員は  
じめ百分の十五でございます。そこで厚生年金が  
百分の二十になつております。そこで、少なくとも  
も厚生年金から出てきたんだから厚生年金まで上  
げたらどうかという御意見が從来非常にあるわけ  
でございます。われわれいたしましても、でき  
ればそこまでしたいというふうに常に考えており  
ますけれども、現実の問題といたしまして、農林  
共済と厚生年金とは制度に若干の違いがござい  
ます。たとえば農林年金の場合には、給付の額の  
算定の基礎となる給付が退職前三年の平均標準給  
与といふものによつていることに対し、厚生年金  
は全加入期間中の平均報酬額というものを基礎に  
しております。それから、支給の開始も農林年金  
は五十五歳でございますが、厚生年金は六十歳と  
いうふうないろいろな違いがございまして、一が  
議論ができるかという点に若干問題があるので  
ないか。いずれにいたしましても、私どもいた  
しましては、今後において国庫負担の増額につき  
ましては、他の年金との均衡を考えながら努力し  
たいというふうに考えております。

○塚田大願君 確かにおつしやるよう農林年金

と厚生年金いろいろ差があります。いいところも  
あるし、悪いところもお互いにある、こういふこ  
とだと思うんですが、しかし、この負担能力とい  
う考えまして、今度農林年金につきましては、從

う点から考えますと、この厚生年金と農林年金と  
は給付水準が違うんだからということも一つの理  
由として局長は言つておられるのですけれども、  
國庫補助といふものを考へていると、ことなる  
いは事業主の負担能力を考えなきやならない。同  
時にまた、その社会保険全体の均衡ということも  
無視できない問題でございます。

○政府委員(内村良英君)

船員保険の問題につきましては、やはり一番早くからありました社会保

険で、それぞれ歴史的な背景というものがあるの  
ではないかというふうに思います。その歴史的な  
背景の違いである程度のアンバランスができてい  
るということは事実だと思いますが、それが決定

的的なアンバランスであるかどうかということにつ  
きましては、やはり全体としては均衡がとれてい  
るのではないかというふうに考えております。

○塚田大願君 船員保険の場合にはいろいろ歴史  
的な事由がある、背景があるというならば、農林

年金の場合に給付水準がほかよりも非常に低いと

補助が二五%で厚生年金と農林年金のバランスと  
いう点から考へれば非常に矛盾というものを感ず  
るのですけれども、これはどういうふうに説明さ  
れるのでしょうか。

○政府委員(内村良英君) 船員保険の問題につきま  
しては、やはり一番早くからありました社会保  
険で、それぞれ歴史的な背景というものがあるの  
ではないかというふうに思います。その歴史的な  
背景の違いである程度のアンバランスができてい  
るということは事実だと思いますが、それが決定

的的なアンバランスであるかどうかということにつ  
きましては、やはり全体としては均衡がとれてい  
るのではないかというふうに考えております。

○塚田大願君 いま私学共済のお話が出ました。  
確かに私学共済も農林年金と同じように、一六%  
から一八%に引き上げられた、こうおっしゃるん  
ですが、しかし同じ給付水準なのに、本人の掛金  
負担という点から見ますと、私学共済の場合は四  
三・八%ですね。ところが農林年金の場合は四・  
八%ですね。こういうふうに一%も高いんです。  
ですから、給付水準と国庫補助とのバランスとい  
うことを見るならば、やはりこの本人の負担、  
掛け金の負担のバランスというところから考へるの  
が当然じゃないかと思つたわけですけれども、この点  
はどうでしょうか。

○政府委員(内村良英君) 現在の共済組合年金に  
つきましては、やはり共済というようなことが法  
律の一条にもそういうことが書いてあります。そ  
の意味で職能組合みたいになっております。し  
たがいまして、私学、農林年金、あるいは他の国  
家公務員その他の共済組合と比較いたしました場  
合に、それぞれやはり事情の違つて、いうものがそ  
こにあるわけでございます。したがいまして、農  
林年金の場合には、掛け率が高いということが一  
つの原因として、たゞいま先生の御指摘がござい  
ましたように、整理資源率がかなり高いといつこ  
とがあるわけでございます。その他、加入の組合  
員の年齢構成とか、いろいろ事情が違いますので、  
そういった掛け率の差が出てくる。それを相互に

来百分の十六であった給付に対する国庫補助を百  
分の十八にしたわけでございます。その際、私学  
共済につきましては、農林年金と同じような国庫  
負担の改訂がございましたけれども、他の共済組  
合につきましては、国家公務員、地方公務員等は依  
然として百分の十五の据え置きになつてゐるわけ  
でございます。そういった形で農林年金の特殊性  
を強調しながら、国庫負担の改善をはかつていく  
ということをやつておるわけでございまして、わ  
れわれといたしましては、そいつた点から、農  
林年金は百分の十八一十六を十八にしたので相  
当の改善が行なわれてゐるのではないかといふう  
に考へておるわけでございます。

○塚田大願君 いま私学共済のお話が出ました。  
確かに私学共済も農林年金と同じように、一六%  
から一八%に引き上げられた、こうおっしゃるん  
ですが、しかし同じ給付水準なのに、本人の掛金  
負担といふ点から見ますと、私学共済の場合は四  
三・八%ですね。ところが農林年金の場合は四・  
八%ですね。こういうふうに一%も高いんです。  
ですから、給付水準と国庫補助とのバランスとい  
うことを見るならば、やはりこの本人の負担、  
掛け金の負担のバランスというところから考へるの  
が当然じゃないかと思つたわけですけれども、この点  
はございません。

○塚田大願君 じゃあ私がここで論議を繰り返す  
ようなことを言つておりますのは、結局われわれ  
は考へますときに、つまり国庫補助といふものを  
考へますときに、考へ方としてはやっぱり農林省  
は組合員の負担をできるだけ軽くするために国庫  
補助を引き上げるという立場に立つてゐるのか、  
それとも国庫補助はある程度に押えてしまつて、  
そのかわり給付水準はしかたないからがまんしな  
いという形で低いものにするのか、いわばこの  
二者択一という立場しかないと私は考へているの  
ですがね。ですから、給付水準を引き上げると、  
その場合に、掛け率を引き上げるということになるわ  
けで、どちらにしろとにかく立場というものは二  
つに一つしかないと思うのですけれども、今回私  
がこの補助率の問題を申し上げているのは、とに



していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(内村良英君) ただいま御質問のございました数字は、ちょっと計算してみないと出ない数字でございますので、ここではちょっと提出いたしかねます。

○塚田大願君 ジヤその数字はあとで出していただくようについたしまして、とにかく昭和四十五年度末の任継組合員の実態でございますが、先ほど出ましたように、約二千五百人と、こういうことです。私が、私どもが調べましたところの一これは局長の答弁の中から出てきておる数字ですから、大体間違いないと思いますが、二千五百人のうち五十五歳以上、つまり定年后に継続組合員になつていらっしゃる方は五割以上ですね。六割近いんじやないかと思うんですが、そういう数字になります。五十五歳以上たしか千四百三十七人という数字が出ておるんです。ですから、これはやはり非常に重大なことであつて、定年后組合員になっておる方がこんなに多いという問題はどういうふうにお考えでどうか。

○政府委員(内村良英君) 五十五歳以上で任継を選択している人は確かに二千五百五十人の中四百三十七でございますから、五六%でござります。これは五十五歳になつてやめざるを得ない、ところがまだ二十年にならない、しかし十五年以上にはなるということで、任意継続組合員制度を選択するわけでございますから、数が一番多くなるのではないかと思います。そこで、問題はこれらの方々が前に何らかの年金に関係しておられば、通算退職年金制度というものができておりますから、前に加入していた何らかの年金から給付を受けることができる。ところが、この農林年金ができましたときには、その制度がなかつたわけでございます。したがつて、この任意継続組合員制度というのが現在あるわけでございますが、今後これから先の問題として考えた場合に、そいつた方々は何らかの形で他の年金制度に加入しておられるのではないかということを考えますと、現在の方々がこれだけ選択しておられるのは、

前にもういう制度がなかつたことがござりますので、それから日本の国の年金自体があまり充実していないかったという時代の方々でござりますが、そういった面があるのではないか。

ですが、そういう点もだいぶ改善されておりますので、この辺の影響というの

は、それほど大きくなはないのではないかと考えるわけでございます。

○塚田大願君 では、いま四十歳代、五十歳代の方々のお話が出たんであります。局長とのお話によりますと、三十代から四十代の人がやはり任意継続組合員制度を選択していると、これはやっぱり任継制度というものがあるためにこういうふうなことになるんじゃないかということを、これは理由の第二として衆議院では説明されておるんですけど、これはやつぱりいたへんな勘違いではないかと思うんです。ここに局長名で出されました

通達がございます。「農業協同組合等における職員の労働管理の適正化について」という通達です。

四十七年二月二十一日付のです。これを拝見いたしましたと、非常にその労働基準法違反が多いといふことを指摘されて注意を促しておられるわけでございます。

さつと見ましたところ、労働基準法違反で指摘された農協数は千五百七十五です。それから件

数で言うと七千百五十六、こういう数字にのぼつておる、たいへんこれは見てびっくりするような数字なんですが、しかも、これが年々ふえていく

ことがあります。そこで、問題はこれ

○政府委員(内村良英君) 農業協同組合等におきま

して、労働基準法違反がかなりあるということは、まことに遺憾なことだと思っております。そこで、これははどういうことでこういうふうに労働基準法違反が多いのかということを理解したらよろしいのか、御説明願いたいと

まして、適正な労務管理が行なわれるよう認識を深めるようにということを期しておるわけでございますが、そういう面があるのではないか。それから、先ほど申し上げましたけれども農協の業務の形態が必ずしも他産業と同じようではない。たとえば出来秋にどんどん収穫が行なわれて当超過勤務等もやつてもらわなければ組合としての仕事は片づかない。ところが、それに対しまして労働協約というものができなくて、それが労働基準法違反に問われる、そういう問題もあるのではないかというふうに考えております。

○塚田大願君 いま局長の答弁は、この通達にも米が出てくるというときには、実際問題として相

当超過勤務等もやつてもらわなければ組合としての仕事は片づかない。ところが、それに対しまして労働協約というものができなくて、それが労働基準法違反に問われる、そういう問題もあるのではないかというふうに考えております。

○塚田大願君 いま局長の答弁は、この通達にも出ているような問題ですが、その御答弁によれば第一には労務管理に対する認識が足りないといふ

うのです。つまり簡単に言えば、いまの農業情勢の中で農協の役割というの是非常に大きくなつて

いるのですが、しかし、一方では経営難が起きて

いる。で、人間があまりふえない、したがつて、労働強化というものが非常に出てくる、ここに私

は、やはり非常な問題があるのではないか。管理者の認識などというそういう抽象的な問題でなく

て、きわめてなまなましい問題が私はあるのでは

ないかと思うのですが、私、資料といたしまして

ずいぶんここにたくさん用意をしてまいりました。たとえば全国農業共済組合連合会の場合で

が、昭和三十六年職員数が約三百人で、その年の

長期共済の保有というものは一兆円であった、そ

れが四十六年度には人員は五百名、確かに一・六

倍にはふえたが、この長期共済の保有額が十三兆六千億円になつた。十三倍になつて、仕事の

量からいえば、こういうふうに仕事がふえた、しかし人間はあまりふえていない、こういうところ

からやはり問題があるのではないか。それでいろ

いろ調べてみますと、こまかい統計までいまこ

で申し上げる時間がございませんけれども、たと

えば北海道の上川支庁内の二十の単協のアンケート

トがございますけれども、これを見ますと、全員で七百七十五名のうち一年間に入院したり通院したり、病院に通つたという人だけで四〇・九%あります。人数にして三百十七名です。パートであります。したがつて、今後は、そういった点もだいぶ改善されておりますので、この辺の影響というの

は、それほど大きくなはないかと考えるわけでございます。

○政府委員(内村良英君) 農協の職員の方々の労働が強化されているのではないかという御指摘でござりますが、確かにそういった面が全然ないわ

けではないと私も思います。それから、その具体的な援助が行なわれたのか。この点をひとつ

最後にお聞きしたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 農協の職員の方々の労

がございましたけれども、全共連の場合には、これはコンピューターの導入その他によって処理しておりますので、かなり事務面の合理化といいますか、契約高が一兆から十三兆になったのに入間は一・六倍しかふえないという御指摘がございましたけれども、その辺は、私の承知しているところではかなり事務の機械化が行なわれて、それをこなしているという状況ではないかと思います。

そこで、こういった農協、特に単協が問題があるわけでございますが、について政府として待遇改善についてどういうような援助をするかといふ御質問だと思いますけれども、実はこの問題につきまして政府としては直接援助ができる非常にむづかしい立場にあるわけございませんのは、やはり農協の職員の人たちの待遇改善というものは、農協の経営状態に依存する面が非常に多いわけございまして、われわれといたしましては、やはり待遇改善を実現するためには農協の経営の合理化というものを大いにやつてもらつて、経営自体が非常にいい状態になつて、それから待遇改善というふうな問題に相なるわけでございますので、農協の経営をどうするかといふ問題については、私どもいたしましては、極力経営の改善が行なわれるよう指導したいといふことですが、その他の問題については、たとえば一例を申し上げますと、今後合併を大いに進めまして、合併によって経営内容の改善をはかつていくのも一つのやり方だと思ひます。それから、その他現実的には私どもいろいろ検査をやつておりますので、検査を通じましてこういった点についてはこういふうに改善したほうがいいのではないかということで、検査の具体的な問題について指示しているというようになります。それから、職員の待遇改善の問題につきましては、給与規程その他を整備しなさい、ということで、検査のときにも必ずそういう点につきましても給与規程がどうなつてあるか、退職金の規程がどうなつてあるかなどを調べました

て、それに不備がある場合には、そのところは改善しなさい、というような指導はいたしておりましておりますので、かならず金を十分考へながら、今後も遺憾のないように指導したい。しかし、直接的に金を出して援助することができるような問題ではないので、私どもとしてもそこは非常にむづかしい問題が存在しておるということをございます。

○塚田大願君 まあ合併を進めたりいろいろ合理化をやつて経営を改善したり、こうおっしゃるんですが、合併ということになれば以前から進めてきておるので、いまの現実の状態をこれによつて解決できるというふうな問題では私は、ないと思うんですが、やっぱりもつと私は、農林省としましては、いまこの任継制度をなくすという問題でいろいろ質疑をしているんですけれども、だから任継制度をなくさなければならぬんだということがでなくて、そういうことも含めて私は待遇改善ということを考慮すべきだつたんじやないかといふふうに考えるわけですが、このことはひとつ要望としてとめておくことにいたしまして、もう時間がまいりましたので、最後に一つ御質問をしたいんですが、これは直接この法案に関係することではありませんが、農協短大の問題であります。それはございませんが、農協短大の問題であります。きょうは文部省からも来ていただいているところではございませんが、農協短大の問題であります。さうきは昭和四十二年発行の文部省編「わが国の私立学校」という白書であります。ここにもそういう趣旨のことが書いてあるわけなんですが、その点はどうでしょう、まだわかれませんか。

○塚田大願君 調べてお答えするというのでは、まことに少し頼りないんですけどね。要するに、私どもの解説では国や地方公共団体その他学校の設立者、つまり特殊学校であるとか、学校法人を持つている者、幼稚園なんかはあれでしようが、そういうのは別としまして、大体そういうものを「その他教育の事業を行う者」というふうに規定しているところは、幼稚園なんかはあれでしようが、そういうのには別としまして、大体そういうものを「その他教育の事業を行なう者」というふうに規定していると書いてございます。これは昭和四十二年発行の文部省編「わが国の私立学校」という白書であります。ここにもそういう趣旨のことが書いてあるわけなんですが、その点はどうでしょう、まだわかれませんか。

○政府委員(内村良英君) 農協短大の財産の扱いにつきましては、短大の寄付行為によりまして、他の学校法人その他教育事業を行なう者のうちから、理事の三分の二以上の同意及び評議員の議決によって選定されたものに帰属する。となるとになるということです、これはまだ解散しておりますので、その時間問題になることござります。それから、法律解説の問題でござりますが、ま

がございましたけれども、全共連の場合には、これまでコンピューターの導入その他によって処理しておりますので、かなり事務面の合理化といいますか、契約高が一兆から十三兆になったのに入間は一・六倍しかふえないという御指摘がございましたけれども、その辺は、私の承知しているところではかなり事務の機械化が行なわれて、それをこなしているという状況ではないかと思います。

そこで、こういった農協、特に単協が問題があるわけでございますが、について政府として待遇改善についてどういうような援助をするかといふ御質問だと思いますけれども、実はこの問題につきまして政府としては直接援助ができる非常にむづかしい立場にあるわけございませんのは、やはり農協の職員の人たちの待遇改善というものは、農協の経営状態に依存する面が非常に多いわけございまして、われわれといたしましては、やはり待遇改善を実現するためには農協の経営の合理化といふ問題でござります。

○塚田大願君 まあ合併を進めたりいろいろ合理化をやつて経営を改善したり、こうおっしゃるんですが、合併ということになれば以前から進めてきておるので、いまの現実の状態をこれによつて解決できるというふうな問題では私は、ないと思うんですが、やっぱりもつと私は、農林省としましては、いまこの任継制度をなくすという問題でいろいろ質疑をしているんですけれども、だから任継制度をなくさなければならぬんだということがでなくて、そういうことも含めて私は待遇改善ということを考慮すべきだつたんじやないかといふふうに考えるわけですが、このことはひとつ要望としてとめておくことにいたしまして、もう時間がまいりましたので、最後に一つ御質問をしたいんですが、これは直接この法案に関係することではありませんが、農協短大の問題であります。それは学校法人でも何でもないもんなんですね。農協短大が解散されると、そうしてこの何ですか、いま中央学園とかなんとかというもんですか、これは学校法人でも何でもないもんなんですね。

○説明員(齊藤寛治郎君) 調べてお答えいたしました。課長がわからないはずはないと思うんだがな、これが私にはゆゆしい法律違反ではあります。この通達は「協同組合短期大学間前提になりますので、そうした面を十分考へながら、今後も遺憾のないように指導したい。しかし、直接的に金を出して援助することができるようないで、私どもとしてもそこは非常にむづかしい問題が存在しておるということをございます。

○塚田大願君 調べてお答えするというのでは、まことに少し頼りないんですけどね。要するに、私どもの解説では国や地方公共団体その他学校の設立者、つまり特殊学校であるとか、学校法人を持つている者、幼稚園なんかはあれでしようが、そういうのは別としまして、大体そういうものを「その他教育の事業を行なう者」というふうに規定していると書いてございます。これは昭和四十二年発行の文部省編「わが国の私立学校」という白書であります。ここにもそういう趣旨のことが書いてあるわけなんですが、その点はどうでしょう、まだわかれませんか。

○説明員(齊藤寛治郎君) 学校法人関係の内容につきましては、短大の寄付行為によりまして、他の学校法人その他教育事業を行なう者のうちから、理事の三分の二以上の同意及び評議員の議決によって選定されたものに帰属する。となるとになるということです、これはまだ解散しておりますので、その時間問題になることござります。それから、法律解説の問題でござりますが、ま



うことは、那邊にその原因があるかということあります。日本側の主張は、具体的にどういうことを主張されたのか。この問題につきましては、かつて赤城試案があり、それからまた福田さんが外務大臣になられてから、愛知さんの外務大臣の時代と、いろいろ日本の考え方も変わってまいつておるわけでございますが、赤城農林大臣が提案されておる内容というのは、かつて赤城試案として出されたものとは私は違つておると思うのであります。しかし今回赤城さんが主張されておる内容をつまびらかにはしておらないわけであります。ソ連側の主張というものも私はちつとも承知をしておらないのであります。そこで、双方の主張がどういうところで食い違つておるので、こういふところをお聞きをいたしたいわけであります。ソ連側の態度といふものは、基本的には從来と何難であつたと、この辺が政府当局はもろんのこと、日本の全国民の非常に注目しておるところでござりますので、できましたならばこの機会に、それらのことについてお答えいただければ、こう思つて質問したわけでございますが、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○國務大臣赤城宗徳君 ただいま御質問がありました安全操業問題は、長い間の懸案では、まだ解決ができない問題でございます。どういきさつかといますと、いまのお話のように四、五年前でしたか、コスイギンソ連の首相と私が会いました。それで検討することになつて、ソ連のグロムイコ外務大臣が日本へ來たときに安全操業問題を話し合おうと、こういうことになつて、その最初の赤城試案というものが出て、安全操業する。それで、これは日ソ共同宣言で

も日本に平和条約ができたときは返すということになります。日本側の主張は、必ずしもその近くまであります。で、そのときには歯舞、色丹の周辺部でなくて、その中のある一部分で、しかも、こういふ話を相互的なんだから、おれのほうで安全操業を認めようというためには、日本からもおれのほうにも何か出してくれないか。それは日本の漁港にソ連船が寄港するのを許してください、こういふことでございましたが、これはソ連の漁船が日本へ寄港をするというようなことになりますから、そういう条件はだめだといって断つたわけであります。そのままなかなかその安全操業問題が進まなかつたわけであります。

そこで、いまお話をあつたように、北方の領土というものは歯舞、色丹国後、択捉が日本の固有の領土だから、その返還を迫るといふ日本が情勢が非常に強くなつてきました。そこで、愛知外務大臣の時代に、愛知外務大臣が歯舞、色丹の周辺だけの安全操業では不満足だ、歯舞、色丹国後、択捉四島の周辺十二海里を三海里までこの領海の違ひがございますが、そこまで全部日本が入れるようにといふ提案をしたわけでございます。

そこで、去年の十月に私どもがソ連へ行きましたおりに、いろいろ私も考えて、領土問題にかかるお話を書類の面で正式に出ていないからそれについて返すといいますか、その方向で協議するか協議しないかといふことを内部的にまだ相談していないと、こういうことなんですが、それじゃこの安全操業の問題はこの際前向きに進めてきめてもらうようなことにならぬかと。それで私の考えというのは、前に言ったように漁場の価値のありますから、今度イシコフ大臣が来ましたときに、この安全操業の問題はこの際前向きに進めてきめられるところ、拿捕率が多いところ、これを日ソ友好関係から、あるいは人道上の問題から解決していくことをあきらめず、それが書類をもつてあなたのほうへ出すから、それを議題といいますか、交渉の題目とするかしないか、またする場合にそれを賛成するかしないかといふようなことを十分研究してもらいたい、こういうようなことで一応きのうは実質の問題に入らないで、感じはいろいろあるところ、拿捕率が多いところ、これを日ソ友好の実質の問題にも入っていますが、形式上は実質問題に入らないで、私のほうからあらためてお私の最後に言つたようなことを書類によつてもう少し書いて出しますから、それを中心として検討しても



漁があつた。約三万七千トンほどこれたんですね。そして太平洋のほうが非常に不況だつた。そこで、太平洋のほうですとやつておった内地の大型の船が、結局太平洋でそれないものだから禁漁になつておる、とれないオホーツク海に入つていつて漁獲して、いわゆる漁業調整規則違反をやつたわけですね。そして全部検挙された、こういう事件が起きたんです。そこで、こどしは内地の漁業のほうは合法的にとらせろ、あそこに入つていつたら違法になる、合法的にとらせろという運動となつて盛り上がつてきて、そこへ内地のほうの自民党の代議士さんが先頭に立つて、水産庁にいろいろ運動をしておる。あなた方も非常に困つているのじやないかと思うわけでございますが、こういう事態なんです。

そこで、私どもは何も北海道生まれだからモノ

ローリー主義に立つてそういうことを言つてないので

なくて、少なくともオホーツク海というものは特殊

地帯であつて、沿岸漁民は非常に貧乏なんです。

そこへ大型船が入つてくる。しかも内地船といふのはサケ・マスを北洋でやつていますね、このサ

ケ・マスが終われば、これは裏作として太平洋の

サンマをやるわけです。しかも船が大臣許可にな

ると百トン以上になりますね。ほかの船が十トン

未満の船で操業している海に、百トン以上の船が

入つてきてやるんですよ。そしてイカとかサンマ

の漁業といふのはあかりをつけ、集魚灯を。そ

こへ魚が集まつてくる。あかりが大きいほど魚が

集まつてくる。十トン未満の小型のサンマ船のあ

かりと、百トン以上のサンマ船のあかりでは全然

違うわけです。こういうところでやられてしまつたら、魚をみなそちにとられてしまうことは間

違ひないわけですね。こういうようなことになれ

ば、漁業生産の面においても、それからそれをも

し陸に揚げたりすれば、今度は魚の価格の面にお

いても必ずぶん沿岸漁民がしわ寄せを受けるわ

けです。こういう点で、そういう政治的に圧力がか

かつたからどうといった唯々諾々としてやられて

はたいへんなことになるわけですね、沿岸漁民とし

ては、私どもは沿岸漁民を守るという基本的な政

策の上に立つて要望申し上げておきます。ここで

はつきり言わぬ気持ちはわかります。検討され

て具体的に何か持つていらつしやると思うので

すが、あえてここでそれを言えと、聞きたださうと

はいたしませんが、私がいま申し上げていること

を十分配慮されまして、少なくとも北海道の水産

部長なり、あるいはオホーツク海の沿岸漁民の代表の方々とか漁業協同組合だと、こういう方々

の納得のいく姿において漁業調整をしていただき

たいということを申し上げておきたいわけです。

それから、もう一点、イカ釣り漁業についてお

聞きしますが、これも新聞で承知したんですが、

何かイカの大臣承認の船ですが、これは全国一本

の大海上区制をやる、何か日本海と太平洋に分けて、

日本海なら日本海一本でもって全国の海上区制でや

られるというようなことをちょっと見たんです

が、これは事実なのか、どういうような方針を持つ

てイカ漁業の承認をなされようとしているのか、

この点をこの際ひとつお聞きしておきたいと思ひ

ます。

○説明員(田中慶二君) 先生御承知のように、イ

カ釣り漁業につきましては、百トン以上の船につ

きましては、すでに大臣承認漁業といたします

ある程度の規制を行なつております。また、その

操業区域につしても一定の海域に限つておるわけ

でござりますが、最近イカ漁業につきましては、

漁船が増加をいたしました。また、従来の小型の船

から大型化、または省力化というぐあいに漁獲努力

が年々増加をいたしておるわけでござります。

これは一つには、ほかの漁業がいろいろな面で規

制を受けて、最後に残つてある自由漁業であるイ

カ漁業にかなりそういう漁業の発展方向が集中を

されておるというふうな実情にあるわけでござい

ます。そういうようなことでございまして、どう

も一漁労体当たりの漁獲量も年々減少するという

ような傾向を示しております。資源的にもこの

まま自由漁業を認めた場合には、必ずしも楽觀が

できるものでもないということでござりますの

が、これもサンマと同じように、イカ資源も沿岸漁民の一番依存しておる私は資源だらうと思うわ

けであります。したがつて、わが北海道に例をとつ

て恐縮でございますけれども、かつてはイカとい

えば渡島半島からシシャモナイのほうにかけて、

日本海のほうに多かつたのですね。あの辺の漁民の方々がとつておつた。これがだんだん分布状況

の変化によって、いまや太平洋のほう、根室のほうにもすつといつておるというようなことで、そ

こで、現在ではこれは石川県あるいは富山県あたりから多数の船団が北海道のほうに入漁してまい

りまして、これはとつておるわけです。ところが、

最近ほかの種類が資源が少なくなってきたこと

と、イカの価格が非常に高くなってきた。そこで

イカ漁業によって十分採算がとれるということ

で、だんだん大型化する。生産性を高くするために大

型化するほうがいいからそこで大臣承認のイカ釣

り漁船は百トンですね、こういうようなものが

やつてきておる。そこで北海道の船あたりが大和

堆あたりへ行つて漁業やつて、こういうよう

なことがあります。あるいは九州の船がずっと

と日本海を北上して、そうして今まで北海道で

ほんとうに小さな、十トン未満の船だけが操業し

ております。したがつて、ある意味で、あるいはシシャモナイであるとか留萌であるとか、ああいう沿岸にまで来るようなことがあります

が、そういう規制ラインをどの程度にやつたらい

いんだろうかというようなことで、関係府県の係官とここ二回ほど会議を開きまして、まだ最終的

に意見の食い違いがございますが、せっかくいま

そういう方面的意見調整を行なつております。そ

してまた、関係のイカ団体のほうの方々とも意見

の調整を行ないまして、できればそういう資源状

況から見まして、最近イカの漁獲努力が急速に高

まっておりますので、そういうような意見調整が

終わり次第、そういう制度を取り入れていきたい

というようになっておるところでござります。

○川村清一君 これも私の意見だけ申し上げまし

て、その取りきめにあたりましては、十分参考にしていただきたいと思って申し上げるわけですか

が、これもサンマと同じように、イカ資源も沿岸

そこで、話が横道にそれで、いざか恐縮ですが、

中小漁業振興措置法ですね、この間いろいろ議論

しましたが、私はあれに反対ではない。しかし、

中小漁業という範囲がある程度広げていく、そして沿岸漁業振興法できめられておる中小漁業の範囲をさらにとてつもなく拡大していく、こういう考え方で、そうして中小漁業といえば沿岸から言えれば小漁業なんです。国全体からいえば中小漁業です。沿岸の小さな船がら見れば小漁業になる。そこには国は税制上あるいは財政上、金融上の手厚い優遇措置をとる。しかばら沿岸の十トン未満の船に対しては、どういう保護政策をとっているのだというようなことと比較してみれば、問題がある。こういう意味において私はあれに対していろいろ意見を申し上げておるわけでございまして、したがって、サンマの問題もしかり、イカの問題もしかり大きな船の漁業発展によって、小さな船は、沿岸漁民はしわ寄せを受けて困るようなことにならないよう、水産庁としては十分そういう立場で漁業調整をやついただきたいということを申し上げたい。具体的な答弁がありませんので、もう少し進んでいったら具体的な政策について私はいろいろ批判をして御意見を申し上げたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 たいへん時間がございませんので要點だけ申し上げてお願いをしたいと思ひます。が、御承知のように五月三日に凍霜害で全国各県に相当な被害が出ている。これに対する天災融資法が六月一日に群馬県、長野県、静岡県——静岡は茶、そして群馬、長野については園芸作物の全体にわたって融資法が適用されております。この適用外の各県の被害というのも、数字の上からどの線を引いて適用である、適用外であるかといふようなことから論議をかわしていきますと相当長い時間になりますので、結論だけ申し上げてありますと、適用外の決定についてどんなふうな考え方をしておられるか。また、特に私は今回の凍霜害で被害を受けました日本の蚕業で、最も大きな事業を行なっている群馬県に私は、ちよっとさうも行つてまいりました。実態を調査してまいりました。群馬県の一例をあげてみれば、日本全県のことことがおよそ想像ができるというふうにも

思えるわけです。そこで、大臣にお伺いしたいのは、今回の天災融資法で六億五千万が出されているということを聞いておりますが、実際は群馬県一つの例をとつてみましても、群馬県自体が二十八億というが、それ以上の被害額になつてゐるところなんです。各県一長野県とか静岡県一々申し上げればより具体的になるわけですが、政府はこれでよしとされておるのかどうなのか。また、もう一つは、自作農維持資金というものをこの災害に対して増額をしていく考えはないのか。蚕繭共済にかかる再保険の早期概算払いというものをどんなふうに考えておるか。今回の全体の凍霜害に対する大臣の救済方法というもののお考えを述べていただきたいと思うのです。

○政府委員(大河原太一郎君) 今回の被害につきまして、措置いたしました内容をまず御報告申し上げたいと思います。

○先生の御質問のございました……

○宮崎正義君 ちょっと失礼いたします。

時間が三時五分ぐらいまでしかございませんので、被害の内容につきましては、資料をもつて報告をしていただければけつこうでございます。その資料も、委員長にお願いしますが、全委員の方々に渡して、全国各県の被害状態というものを示していただきたいというふうに思うのです。

○委員長(高橋雄一助君) 宮崎委員のいま要求された資料、全委員に配つてください。

○政府委員(大河原太一郎君) 資料については、早急に用意いたしまして配付いたします。

○委員長(高橋雄一助君) 宮崎委員のいま要求された資料、全委員に配つてください。

○政府委員(赤城宗徳君) 災害につきましては、

農林省としても対策を前からやつておるので、今度の災害に対しましても、災害に対して打つべき手、そういうものはあらゆるもの全部活用するといふことは政策上やるべきものを法規上、ありますか使って、そして万全を期すると、こういうのが私の方針でございます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 災害につきましては、

農林省としても対策を前からやつておるので、

今度の災害に対しましても、災害に対して打つべき手、そういうものはあらゆるもの全部活用するといふことは政策上やるべきものを法規上、ありますか使って、そして万全を期すると、こういうのが私の方針でございます。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま輸入数量のこと

に関連いたしましての御質問がございましたが、昨年非常に糸の値段が低迷いたしまして、一番安いときには、昨年の十月前後には六千八百円といふうな非常な、キログラム当たりでござりますが、低迷しておつたのであります。が、議員立法の結果、七千円台の回復に十二月前後からなつてしまいまして、逐次その後価格は上昇に転じまして、この五月前後には七千六百円あるいは七百円といふうな非常な騰貴を見せておりまして、価格のほうは非常に輸入数量があふえておりますにもかかわらず、価格のほうは非常に昨年に比べますと、キログラム当たり安い、高いものとの比較では千円も違うような価格の推移を見せております。農家としては、ことしの養蚕の経営といたしましては、さほど悪いものではないというふうに私た

につきましては、五月の末に経済局長通達を出して、ただいまお話を群馬、長野等につきましては、今月中旬以降共済金の仮渡しが現地被害しては、今年同期より十一万二千三千七十七俵になつてきました。前年同期より農家の御要望に即するよう支払われるというよ

うな措置をとつておるわけでございます。もう一つは、自作農維持資金というものをこの災害に対する大臣の救済方法といふものをお考へして、群馬県でございますが、とうて、いどうにもならないわけです。そしして、県の補助対策が講じられて三千九百八十四万五千円県が助成をしていくわけです。この金を被害額に充ててみると、これは群馬県でございますが、とうて、いどうにもならないわけです。そしして、県の補助対策が講じられて三千九百八十四万五千円県が助成をしていくわけです。この金を被害額に充ててみると、これ

は群馬県でござりますが、とうて、いどうにもならないわけです。そしして、県の補助対策が講じられて三千九百八十四万五千円県が助成をしていくわけです。この金を被害額に充ててみると、これ

は群馬県でござりますが、とうて、いどうにもならないわけです。そしして、県の補助対策が講じられて三千九百八十四万五千円県が助成をしていくわけです。この金を被害額に充ててみると、これ



昭和四十七年六月二十四日印刷

昭和四十七年六月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局